

## 第9章 ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法第26条第1項に基づき大気、水質（水底の底質を含む。）、及び土壤のダイオキシン類による汚染の状況調査を行っています。なお、平成24年度に豊中市が中核市となるまでの大気以外の項目は、大阪府が調査を行っていました。

### 1) 大気

大気汚染の常時監視は、地域における環境濃度の状況、発生源の状況及び高濃度地域の把握、排出抑制対策の効果の把握等を行うとともに、全国的な汚染動向、汚染に係る経年変化等を把握し、もって大気に係るダイオキシン類対策の基礎資料とする目的としています。

測定は、大気汚染常時監視局である市役所局と千成局の2か所で、年4回（7日／回）の調査を行っています。

令和3年度も、2か所とも環境基準を達成していました。

	市役所局	千成局	環境基準
平成24年度	0.015pg - TEQ/m <sup>3</sup>	0.053pg - TEQ/m <sup>3</sup>	0.6pg - TEQ/m <sup>3</sup> 以下
平成25年度	0.013pg - TEQ/m <sup>3</sup>	0.028pg - TEQ/m <sup>3</sup>	
平成26年度	0.011pg - TEQ/m <sup>3</sup>	0.024pg - TEQ/m <sup>3</sup>	
平成27年度	0.0063pg - TEQ/m <sup>3</sup>	0.017pg - TEQ/m <sup>3</sup>	
平成28年度	0.0063pg - TEQ/m <sup>3</sup>	0.012pg - TEQ/m <sup>3</sup>	
平成29年度	0.012pg - TEQ/m <sup>3</sup>	0.022pg - TEQ/m <sup>3</sup>	
平成30年度	0.0064pg - TEQ/m <sup>3</sup>	0.0089pg - TEQ/m <sup>3</sup>	
令和元年度	0.010pg - TEQ/m <sup>3</sup>	0.017pg - TEQ/m <sup>3</sup>	
令和2年度	0.0072pg - TEQ/m <sup>3</sup>	0.013pg - TEQ/m <sup>3</sup>	
令和3年度	0.0080pg - TEQ/m <sup>3</sup>	0.013pg - TEQ/m <sup>3</sup>	

※ データは年平均値

### 2) 公用用水域の水質及び底質

公用用水域の水質の常時監視は、水域を代表する地点での調査測定が望ましいが、発生源及び排出水の汚濁状況、水域の利水状況等を考慮して、個別水域ごとに効果的な監視体制の整備を図ることとされています。

測定は、水域を代表する千里川下流端に位置する環境基準点を選定し、同一地点において継続的に監視しています。（水質は年2回以上、底質は年1回以上測定することになっています。）

令和3年度も、水質、底質とも環境基準を達成していました。

	水質（年2回平均値）	底質	環境基準
平成27年度	0.087pg - TEQ/l	0.33pg - TEQ/g	水質：1 pg - TEQ/l以下 底質：150pg - TEQ/g 以下
平成28年度	0.11pg - TEQ/l	0.81pg - TEQ/g	
平成29年度	0.10pg - TEQ/l	0.64pg - TEQ/g	
平成30年度	0.14pg - TEQ/l	0.62pg - TEQ/g	
令和元年度	0.14pg - TEQ/l	0.48pg - TEQ/g	
令和2年度	0.098pg - TEQ/l	0.43pg - TEQ/g	
令和3年度	0.085pg - TEQ/l	0.38pg - TEQ/g	

### 3) 地下水質

大阪府域をメッシュ（約2km）に区切り、人口密度や土地利用状況を考慮したうえで、地点が偏在しな

いよう調査区域を選定し、毎年度順次調査し、数年後に同一調査区域を調査するローリング方式で行っています。令和3年度の調査地点では、環境基準を達成していました。

	調査地点	調査結果	環境基準
平成27年度	服部南町	0.057pg - TEQ/ℓ	1 pg - TEQ/ℓ以下
平成28年度	桜の町	0.061pg - TEQ/ℓ	
平成29年度	利倉東	0.063pg - TEQ/ℓ	
平成30年度	上新田	0.062pg - TEQ/ℓ	
令和元年度	上野東	0.084pg - TEQ/ℓ	
令和2年度	螢池北町	0.062pg - TEQ/ℓ	
令和3年度	中桜塚	0.063pg - TEQ/ℓ	

#### 4) 土壤

ダイオキシン類による土壤の汚染については、経時的な濃度変化が比較的小さく、一般に局所的であるという特徴を有していることから、地域における土壤中のダイオキシン類濃度の状況を効率的に把握するとともに対策の実施が必要な地域を早期に発見するためには、同一地点で繰り返し調査測定を実施するより、広域的に調査地点を選定することが適当であるとされています。

大阪府域をメッシュ（約2km）に区切り、人口密度や土地利用状況を勘案したうえで、地点が偏在しないよう調査区域を選定し、毎年順次調査し、数年後に同一調査区域を調査するローリング方式となっており、令和3年度の調査地点では、環境基準を達成していました。

	調査地点	調査結果	環境基準
平成27年度	千里中央公園（新千里東町）	0.039 pg - TEQ/g	1,000 pg - TEQ/g 以下
平成28年度	豊島公園（曾根南町）	0.017 pg - TEQ/g	
平成29年度	長島公園（豊南町南）	0.52 pg - TEQ/g	
平成30年度	久保公園（玉井町）	0.059 pg - TEQ/g	
令和元年度	熊野田公園（旭丘）	0.021 pg - TEQ/g	
令和2年度	つつじ公園（新千里北町）	1.5 pg - TEQ/g	
令和3年度	庄内北公園（庄内幸町）	0.032 pg - TEQ/g	

#### 5) 事業者によるダイオキシン類測定結果の概要

ダイオキシン類については、平成12年1月からダイオキシン類対策特別措置法に基づいて排出量規制が行われており、ダイオキシン類対策特別措置法第28条の規定により、廃棄物焼却炉等を設置する事業者は、年1回以上、排出ガス等のダイオキシン類濃度を測定し、その結果を市に報告することが義務づけられています。

また、市長は、その結果を公表することとされています。

##### 【排出ガス】

大気基準適用施設を持つ事業場は2事業場あり、6施設のうち休止を除いた5施設について報告があり、その全施設について、排出基準に適合していました。

##### 【ばいじん、燃え殻】

廃棄物焼却炉のばいじん及び燃え殻について測定結果の報告義務がある事業場は2事業場あり、ばいじん3施設及び燃え殻3施設について報告があり、ばいじん及び燃え殻とともに、その全施設について、処理基準に適合していました。

##### 【排出水】

水質基準適用施設を持つ事業場は1事業場あり、1施設について報告があり、排出基準に適合していました。